

令和6年神審第6号

裁 決

モーターボートA橋脚衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年9月17日12時34分

明石海峡

2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

総トン数 4.97トン

登録長 10.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 220キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和54年10月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画内右舷側に操縦ハンドル、その前面にGPSプロッター2台、機関遠隔操縦レバー及び機関監視盤、操縦ハンドル後方に椅子をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、親族2人及び知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和5年9月17日05時30分兵庫県東播磨港の係留地を発し、明石海峡南東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aの保針性が良好でないことを承知しており、風や潮流等の影響を受けると船首方向が変化するため、常に操縦ハンドルを操作することで針路を保って航行していた。

a受審人は、06時30分前示釣り場に到着して釣りを行った後、帰航することとし、GPSプロッターを作動させ、操縦ハンドル後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時27分少し過ぎ播磨垂水港南防波堤西灯台（以下「防波堤西灯台」という。）から174度（真方位、以下同じ。）1,080メートルの地点で、明石海峡大橋北側主塔橋脚基礎（以下「北側橋脚」という。）の南方沖合15メートルを航過する予定で、針路を299度に定め、折からの潮流に抗して速力を10.0ノット（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵によって進行した。

a受審人は、同じ針路及び速力で続航中、左横にいた同乗者から声を掛けられて左横を向いて会話を始め、12時33分半僅か過ぎ防波堤西灯台から265度1,610メートルの地点に至ったとき、北側橋脚まで右舷船首130メートルとなり、潮流等の影響を受けて緩や

かに右転を始め、その後同橋脚に接近する状況であったが、左横を向いたまま同乗者と会話することに気を取られ、針路の保持を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、12時34分僅か前船首至近に北側橋脚を認め、左舵をとったものの、及ばず、12時34分防波堤西灯台から269度1,700メートルの地点において、Aは、船首が285度を向いたとき、原速力のまま、同橋脚に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近には東南東方へ向かう弱い潮流があった。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に破口等を、北側橋脚は、修理不要の擦過傷をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件橋脚衝突は、明石海峡において、北側橋脚付近を航行する際、針路の保持が不十分で、潮流等の影響を受け、同橋脚に向かって緩やかに右転しながら進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、明石海峡において、北側橋脚付近を航行する場合、Aの保針性が良好でないことを承知していたのだから、潮流等の影響を受けて船首方向が変化し、同橋脚に向かうことのないよう、針路の保持を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、同乗者と会話することに気を取られ、針路の保持を十分に行わなかった職務上の過失により、北側橋脚に向かって緩やかに右転していることに気付かず、同橋脚への衝突を招き、船体及び北側橋脚にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月5日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明